

生活 パロッド

軽トラックなどで住宅地を回りながら品物を販売する「移動販売車」は自宅前で購入できてとても便利ですが、中には悪質な業者もいます。物干しやおの移動販売で、トラプルになった事例を紹介しましょう。

「移動販売車」悪質業者も

【事例】

▼「格安で販売」と放送する販売車があったので呼び止めた。さお一本4500円というので購入することにしました。業者が「家で使用中のさおと同じ長さ



れません。二つの事例では、業者は放送していたものよりかなり高い商品を強引に販売していますので、「訪問販売」に当たると考えられクーリングオフが可能です。しかし、多

に切っただけで「と切る」と説明され、ステンレス製を購入。さお切った後で4万5千円を請求された。「4500円ではないのか」と言うところ「そんなことは言っていない」と強く否定され、支払ってしまった。

▼販売車が一本500円と放送していたので呼び止めた。業者から「500円はプラスチック製で、数千円高いがステンレス製もある」と説明されたが、書いてあった連絡先は実在しなかった。

【アドバイス】

自分から移動販売車を呼び止めて商品を選んで購入した場合、クーリングオフは適用されません。二つの事例では、業者は放送していたものよりかなり高い商品を強引に販売していますので、「訪問販売」に当たると考えられクーリングオフが可能です。しかし、多

商品、価格は購入前に確認

多くの場合は業者名や住所などを確認していません。領収書の連絡先などはでたらめで、問題があっても泣き寝入りするしかないケースがほとんどです。

商品と金額を購入前にしっかりと確認することが大切です。「金額に納得がいかない」「不要だ」と思ったなら、さっぱりと断りましょう。不審に思った時やトラプルになった時は支払う前に、その場で最寄りの市町村消費生活相談窓口やアイネスに連絡してください。業者から脅された場合は警察にも連絡しましょう。(県消費生活・男女共同参画プラザ・アイネス、☎097・534・0999)消費生活相談電話